

## 第4編 災害復旧・復興計画

---

## 目 次

---

第1章 地震・津波災害復旧・復興計画.....	1-1-1
第1節 公共施設災害復旧計画.....	1-1-1
第2節 被災者生活への支援計画.....	1-2-1
第1款 市民サポートセンターの開設.....	1-2-1
第2款 応急危険度判定.....	1-2-1
第3節 住宅復旧計画.....	1-3-1
第4節 被災者生活への支援計画.....	1-4-1
第5節 農漁業及び中小企業資金融資計画.....	1-5-1
第6節 復興の基本方針.....	1-6-1
第2章 風水災害復旧・復興計画.....	2-1-1
第1節 公共施設災害復旧計画.....	2-1-1
第2節 被災者生活への支援計画.....	2-2-1
第3節 中小企業者等への支援計画.....	2-3-1
第4節 復興の基本方針.....	2-4-1

# 第1章 地震・津波災害復旧・復興計画

## 第1節 公共施設災害復旧計画

### 1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了した時は、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

### 2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、概ね以下の事業について計画するものとする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川施設復旧事業計画
- ②海岸施設復旧事業計画
- ③道路施設復旧事業計画
- ④砂防施設復旧事業計画
- ⑤地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦下水道施設復旧事業計画
- ⑧港湾施設復旧事業計画
- ⑨林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑩漁港施設復旧事業計画
- ⑪公園災害復旧事業計画

#### (2) 水道施設復旧事業計画

#### (3) 農水産事業施設災害復旧事業計画

#### (4) 都市災害復旧事業計画

#### (5) 住宅災害復旧事業計画

#### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### (8) 公立学校施設災害復旧事業計画

#### (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

#### (10) 文化財災害復旧事業計画

#### (11) その他災害復旧事業計画

### 3 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置は十分に把握しておき、これからの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図るものとする。

### 4 市及び県における措置

#### (1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、市または県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ

るよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

※資料編〔様式〕【災害救助法関係】

- 災害救助法様式1 災害報告
- 災害救助法様式1の2 被害状況調査
- 災害救助法様式1の3 救助日報
- 災害救助法様式2 災害救助費概算額調
- 災害救助法様式3 世帯別被害調査表
- 災害救助法様式6 救助の種目別物資受払状況
- 災害救助法様式7 避難所設置及び収容状況
- 災害救助法様式8 応急仮設住宅台帳
- 災害救助法様式9 炊き出し給与状況
- 災害救助法様式10 飲料水の供給簿
- 災害救助法様式11 物資の給与状況
- 災害救助法様式12 救護班活動状況
- 災害救助法様式13 病院診療所医療実施状況
- 災害救助法様式14 助産台帳
- 災害救助法様式15 被災者救出状況記録簿
- 災害救助法様式16 住宅応急修理記録簿
- 災害救助法様式18 学用品の給与状況
- 災害救助法様式19 埋葬台帳
- 災害救助法様式20 遺体処理台帳
- 災害救助法様式21 障害物除去の状況
- 災害救助法様式22 輸送記録簿

## 第2節 被災者生活への支援計画

---

被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

### 第1款 市民サポートセンターの開設

---

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、市では、国、県及びその他関係機関と連携して市民サポートセンターを開設するものとする。

開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

市民サポートセンターは、市役所及び被災地の避難所等に設置する。

#### 1 相談内容

市民サポートセンターにおける相談内容（例）は、以下のとおりである。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- (4) り災証明の発行手続き
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地・借家
- (11) 医療、保健（精神保健を含む）
- (12) 労働相談

### 第2款 応急危険度判定

---

#### 1 被災建築物応急危険度判定士の確保

水防砂防対策部建築班は、以下のとおり被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。なお、県（建築指導班）は判定支援本部を設置し、市の支援を行うこと。

#### 2 応急危険度判定士の確保方法

- (1) 県、他市町村へ派遣要請する。
- (2) 市内建築関係団体へ派遣要請する。
- (3) ボランティアの募集のための広報を行う。

### 3 被災建築物応急危険度判定実施本部（窓口）の設置

建築班は、多数の応急危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置する。

### 4 判定実施本部（窓口）の実施内容

- (1) 受入れ応急危険度判定士の名簿づくり
- (2) 担当区域の配分
- (3) 移動方法及び宿泊場所の設定
- (4) 判定基準の資料の準備
- (5) 立入禁止などを表示する用紙の準備
- (6) 判定統一のための打ち合わせの実施

### 5 被災建築物応急危険度判定の実施

#### (1) 判定作業の概要

①判定は、「震災建築物等の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会）に従って行う。

②判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「注意」、緑「安全」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。なお、判定の内容は以下のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

③判定は目視にて行う。

#### (2) 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物は、立入禁止の措置をとる。

### 6 建物の解体、撤去

建築班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、住民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、本部長（市長）が必要と認めた場合において水防砂防班が行う。また、作業計画は、第3編 第3章 第21節「障害物の除去・災害廃棄物処理計画」との整合性を確保しながら行う。

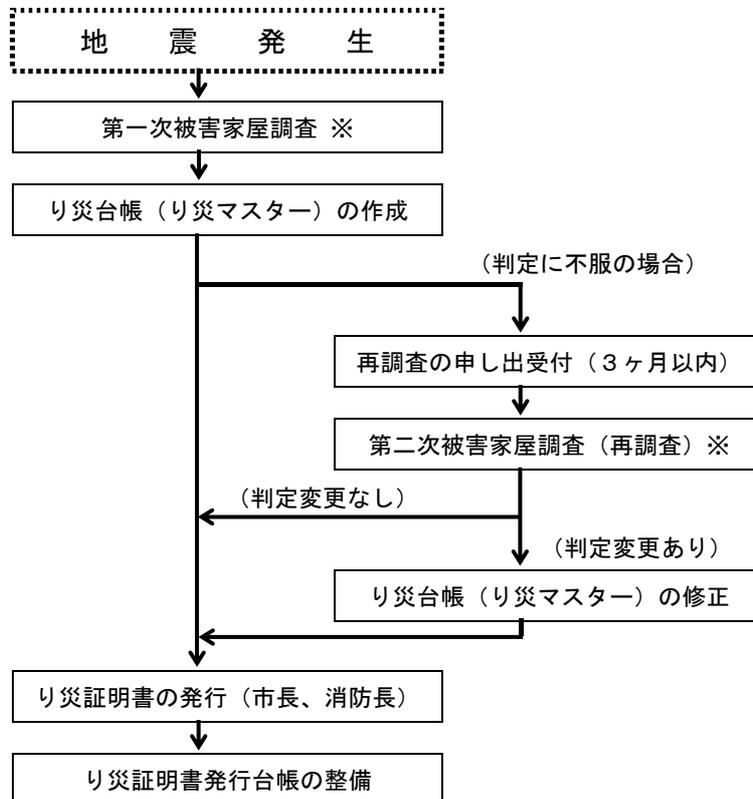
## 7 り災証明書

### (1) り災証明書

【担当：財務相談対策部物件班、消防救助対策部統括班】

※以下、大規模災害時の対応（物件班が結成された場合）

#### ■ り災証明書発行フロー



り災証明書の発行については、基本法 第2条 第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果を踏まえて申し出により、以下の項目の「り災証明」を行うものとする。

- ①全壊
- ②流失
- ③半壊
- ④床上浸水
- ⑤一部破損
- ⑥床下浸水
- ⑦災害による全焼
- ⑧半焼
- ⑨水損

※「被害家屋調査」は、第3編 第3章 第2節「4 中間調査」及び「5 確定調査」を参照のこと。

### (2) 実施者

り災証明は、市長が行う。ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

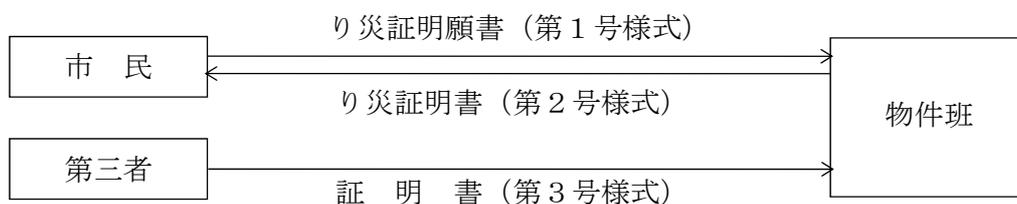
### (3) り災証明書の発行

り災証明の発行にあたっては、次頁の方法によるものとする。

また、り災証明書の発行にあたっては、証明手数料は徴収しないものとする。

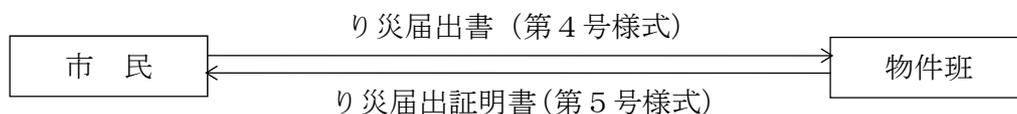
- (4) その他のり災証明（物件班が結成されない場合にも適用する。）  
田畑等その他のり災証明は、被害調査を所管する班が発行するものとする。
- (5) 判定結果に関する相談・再調査の受付  
判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から90日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。
- (6) 未確認・期限切れの受付  
市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（自治会長等）の証明書によってり災を証明することが可能でかつ市長が認めた場合に限って証明書の発行手続きを行うことができる。

■未確認・期限切れの受付フロー



- (7) り災届出証明書  
未確認・期限切れの発行について、第三者等による証明が不可能な場合において必要がある時は、市長が行う「り災届出証明書」で対応する。

■り災届出証明書フロー



- (8) り災証明書の発行に関する広報  
広報班は、防災行政無線や広報車、マスコミ等を通じてり災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

※資料編〔様式〕【その他】

- り災証明願書（第1号様式）
- り災証明書（第2号様式）
- 証明書（第3号様式）
- り災届出書（第4号様式）
- り災届出証明書（第5号様式）

※資料編【被害調査関係】

- 災害調査票
- 集計表

## 第3節 住宅復旧計画

災害時における住宅の復興対策は、以下によるものとする。

### 1 災害住宅融資

#### (1) 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。なお、この場合資金の融資が早急に行われるよう市において、り災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

①災害復旧住宅資金

②地すべり等関連住宅資金

③宅地防災工事資金

#### (2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、災害による住宅の被害が発生した場合には、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害り災者貸付け制度の内容をり災者に周知するよう要請する。

なお、り災者が借入を希望する際には「り災証明書」を交付するものとする。

### 2 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

## 第4節 被災者生活への支援計画

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細やかな支援を講じる。

### 1 災害相談

#### (1) 相談窓口等の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

本市以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった本市及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 2 災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

県は市に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

### 3 住宅の復旧

#### (1) 災害住宅融資

##### ① 災害復興住宅資金

市は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市は、災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

##### ② 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害り災者貸付制度の内容を災者に周知する。

なお、市は災者が借入れを希望する際には、「災証明書」を交付する。

#### (2) 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するための国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

### 4 生業資金の貸付

#### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の措置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(3) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な体所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修しまたは非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資する。

- ①災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- ②生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金
- ③母子寡婦福祉資金の住宅資金

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

7 災害義援物資、義援金の募集及び配分

(1) 義援物資の受入れ

市及び県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

市、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

- ①義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。
- ②委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。
- ③市、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。
- ④義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- ⑤受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに市へ送金する。市は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 地方税の特別措置

市、県は、市税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

①地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減または免除する。

②徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

③期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、市、県と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

10 被災者生活再建支援

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、市の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

## 第5節 農漁業及び中小企業資金融資計画

災害時の被災農漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、以下によるものとする。

### 1 農業関係

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県単独の「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」を活用して利子助成を行うなど、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

### 2 林業関係

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金または沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

### 3 水産関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設または在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

### 4 中小企業関係

被害を受けた中小企業に対する融資及びあつ旋は以下のとおりである。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫資金
- (2) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）

## 第6節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

### 1 復興計画の作成

大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

### 2 災害廃棄物処理

市・県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

### 3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

### 4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて措置を講じる。

市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

## 第2章 風水災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設災害復旧計画

---

公共施設の災害復旧対策は、第1章 地震・津波災害復旧・復興計画の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第2節 被災者生活への支援計画

---

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、第1章 地震・津波災害復旧・復興計画の「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第3節 中小企業者等への支援計画

---

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第1章 地震・津波災害復旧・復興計画の「第5節 農漁業及び中小企業資金融資計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

## 第4節 復興の基本方針

---

復興計画やまちづくりは、第1章 地震・津波災害復旧・復興計画の「第6節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。